

## 新技術者単価の特例措置に関するお知らせ

国土交通省が「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新労務単価等」という。）を決定・公表しましたが、新技術者単価の早期適用を徹底するため、下記の特例措置を講ずることとしましたので、お知らせします。なお、対象業務の受注者のうち、契約金額の変更を希望される方は、様式1号により設計担当課まで変更協議を請求願います。

### 記

#### 1. 特例措置の内容

令和6年3月から適用する新技術者単価への改定に伴い、令和6年3月1日以降に当初契約を行った委託契約及びその他請負契約のうち、旧技術者単価を適用して積算しているものについて、対象となる受注者は本市に対し、新技術者単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更協議を請求することができる。

受注者から協議の請求があった場合、本市は、3に定めるとおり、契約金額を変更し、受注者との変更契約を行うものとする。

#### 2. 手続き方法

特例措置の適用を希望される場合で、契約監理課以外において当初契約を行った建築工事設計監理業務については、契約締結後概ね14日以内に、設計担当課まで変更協議を請求願います。

#### 3. 契約金額の変更

変更後の契約金額について、次の方式により算出する。

変更後の契約金額＝  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

#### 4. その他

契約監理課において当初契約を行ったものについても同様の措置を行っております。

詳しくは下記ホームページをご確認ください。（兵庫県電子入札共同運営システム神戸市HP）

URL：<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/genre/1002020410021/index.html>

神戸市建築住宅局技術管理課

TEL：078-595-6581